

第三十九回帝國議會 衆議院 軍人恩給法中改正法律案委員會會議錄(速記)第四回

會議

大正六年七月四日午後一時五十二分開議

出席委員左ノ如シ

漆 昌巖君 菅野傳右衛門君
森田 正路君 村松 恆一郎君
富島 暢夫君 飯田 精一君
平山 岩彦君 横山 勝太郎君
大森 與三次君 高木 正年君
神川 長久君
出席政府委員左ノ如シ
大藏次官 市來 乙彦君
陸軍次官 山田 隆一君
海軍主計大監 久野 工君
委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
陸軍省人事局課 安藤紀三郎君
員陸軍歩兵少佐

軍人恩給法中改正法律案

○委員長(漆昌巖君) ソレデハ軍人恩給法中改正法律案ノ委員會ヲ開會致シマス、ソコデ大藏次官ガ御出席アリマスカラ、此恩給ノ年度割ノ事ニ付テ皆サント御協議下サツテ、ソレガ纏リマシタ所デ討論ニ移リタイと思ヒマスガ、餘リゴテノシタヤウナコトヲ速記録ヘ載セルノモドウカト思ヒマスカラ、先ヅ纏ルマデ中止シテ置イタ方ガ宜カラウト考ヘマスガ、ドウデアリマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(漆昌巖君) ソレデハ協議會ニ致シマス

(午後一時五十四分開議會ニ移ル)

午後二時五十九分開議

○委員長(漆昌巖君) ソレデハ休憩前ニ引續キマシテ開會致シマス

○柏原文太郎君 休憩前ニ引續イテ免除恩給ト退職恩給ニ對スル大藏省ノ意見ヲ承リタイと思ヒマス

○政府委員(市來乙彦君) 軍人恩給退職恩給ヲ繰上ゲテ給與スルコトニ付キマシテ、先刻種々御話ガ御坐イマシテ、攻究致シマシタ結果ヲ申シマス、現在拵ヘテ御坐イマス所ノ計算ハ、大藏省ノ財政上ノ狀態ヲ考ヘマシテ、是位ノ金額デナケレバ到底支給ハ出來ナイト云フモノヲ拵ヘテ置キマシタノ御坐イマスガ、併ナガラ此委員會ニ於キマシテ特ニ御希望ガ御坐イマシタ點ヲ深ク考慮イタシマシテ、尙ホ計算ヲ改メスルコトノ方針ヲ立テマシテ、研究ヲ致シマシタノデアリマス、其結果固ヨリ十分ニ御希望ヲ充タシマスルコトハムツカシイカト考ヘマスケレドモ、財政ノ關係カラ考ヘマシテモ、マダ十分ナ金額ヲ増

加スルコトガ到底出來マセヌ爲メニ、甚ダ少額デ御坐イマスガ、出來マスルダケノ金額ヲ增加スルコトニ致シテ宜シイト云フ決意ヲ致シタノ御坐イマス、其點ヲ申上ゲマスレバ、方針ト致シマシテ免除恩給ト退職恩給ヲ原案ニ於テ大正十年度ヨリ支給スルコトニナツテ居リマス、尙ホ繰上ゲテ大正八年度ヨリ給與スルコトニ致シマシタ、其金額ハ大正八年度ニ於テ八分ノ一ト云フコトニ致シマシテ、其額約二十萬三千圓デアリマス、大正九年度ニ於テ更ニ八分ノ一ヲ増加スルコトニ致シマシテ、其金額ハ約三十九萬六千圓デアリマス、大正十年度以後ハ當初ノ原案通り大正十年度二分ノ一ヲ、大正十一年度ニ於テ全額ヲ給與スルコトニ致シテ宜シイト云フコトニ相成リマシタ、此段御諒承ヲ願ヒマス

○高木正年君 吾々ノ希望トシテハ大正八年、即チ恩給復舊ノ翌年四分ノ一、其次即チ大正九年ニ四分ノ二、後トハ漸次復舊シテ四年目ニ即チ五年目ノ終リニ全部ヲ給與シタイノデアリマスガ、併シ大藏當局トシテハ四年度ノ歳出ヲ慮ツテ、大藏次官ノ言明サレタヨリ支給ハ出來ヌト云フコトニナツタ以上ハ、甚ダ吾々ノ希望カラ申シマスレバ距離ガ遠イノデアリマスガ、併シ恩給ヲ是非早ク施行シタイト云フ考カラ、止ムヲ得ズ私共本案ニ同意ヲ致サウト考ヘマス、此機會ニ申シテ置キマスガ、過日來此政府案ニ對シ「戰鬪ニ准スル」云々ト云フ修正ヲ申述ベテ置キマシタガ、此恩給ノ支給額ヲ決定シマス同時ニ、前年本院ヲ通過シマシタ案ノ如ク「戰鬪ニ准スル公務」ト云フコトヲ別ニ一箇條附加ヘタイと思ヒマス、其理由ハ強イテ申シマセヌ、各員御承知ノ事デアリマスカラ、斯様ニ修正致シタイト存ジマス

○柏原文太郎君 唯今政府委員ノ御説明ニ依リマシテ、免除恩給退職恩給モ大正八年度カラ十分ナガラ支給スルコト云フ御修正ガ御坐イマシタ、私共モ最初ノ考カラ見マスト満足デ御坐イマセヌガ、財政上是レ以上今日支給ガ出來ヌト云フコトデアリマスカラ、寧ろ實行サレヌト云フコトデハ仕方ガアリマセヌカラ、多年ノ懸案デアリマスカラ、此點ハ是レダケノ要望ト致シマシテ、政府ニ恩給法ノ政府提出案ヲ御修正ヲ願ヒタイと思ヒマス、ソレカラ今高木君ノ御話ノ通り前議會ニ於キマシテモ本院ノ主張ニモ「戰鬪若ハ戰鬪ニ准スヘキ公務ニ依ル」ト云フ一箇條ハ、是ニ加ヘテ然ルヘキモノト考ヘマス、之ニ付キマシテ原案カラ修正スルコトモ出來マセヌ、是ハ其主意ヲ以テ法文ヲ御修正ヲ願ヒタイ、ドウカ此二項ヲ修正イタシテ、今年出マシタ政府案ハ全部政府案ニ御同意致ス考デアリマス

○委員長(漆昌巖君) ドウデス、陸軍次官カラ一通リ今ノ……

○柏原文太郎君 ソレハ盡キテ居リマスカラ此處ノ決定ニ讓ツテ頂キタイと思ヒマス、陸軍省ノ御意見ハ質問シテ伺ヒ盡シテ居リマス

○委員長(漆昌巖君) サウス、一寸御尋シタイ、此場合ニ斯ウ云コトヲ御確カメシテ吳レト云フコトデアツタ、是ハ討論ト一緒ニナルヤウナ工合デアリマスガ、此恩給ヲ取上ゲラレテ居ル者ガ、ソレガ御大禮等デ許サレテ居ル、ア、云フ者ハ此内ニ入ルカ入ラヌカ、復舊スルカシナイカ、御尋シタイ

○政府委員(山田隆三君) 唯今御尋ノ事ハ恩赦令ノ方ニ直接關係ヲ有チマスカラ、恩赦令ノ方ノ改正ニナリマスガ、恩給令トハ何等關係ヲ有チマセヌ

○委員長(漆昌巖君) 分リマシテ御坐イマス

○村松恆一郎君 唯今段々政府ノ御調査ニ付テ諸君ノ御意見モアリマスガ、之ニ付テハ多分滿場御異議ノナイコト、思ヒマスカラ、是デ御決定ニナッテハ如何ト思ヒマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○委員長(漆昌巖君) ソレデハ唯今ノ柏原君ノ御發議ノ戰鬪ニ准ズベキ公務ト云フコトヲ加ヘル、先ツ是ダケハ別ニ御異議御坐イマセヌカ

○村松恆一郎君 金額ノ方カラ先ニヤッテ戴イタラドウデス

○委員長(漆昌巖君) ソレデハ今大藏次官ノ聲明サレタ如ク修正ラスルト云フ、之ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(漆昌巖君) 戰鬪又ハ戰鬪ニ準ズベキ公務ニ依ルト云フ之ヲ加ヘル……
○村松恆一郎君 尙ホ今ノ決議ニ關聯シテ法文ノ修正ハ委員長ノ御手許デ然ルベクドウカ……

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○委員長(漆昌巖君) ソレハ御異議御坐イマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(漆昌巖君) ソレカラ第二十七條ノ二十第十條、十四條別項ノ戰鬪ニ准ズベキ公務ニ依ル傷痕ニ關シテハ、勅令ノ定ムル所ニ依ルト云フコトヲ加ヘルト云フコトモ宜シイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○横山勝太郎君 陸軍省ノ御答ノ剝奪サレタ場合ハ絶對ニ恩給ヲ持ッテ居ラヌノデスカラ、此法律ハ適用シナイ、此發布ノ當時ニ無論軍人恩給法ガ實施ノ當時ニ恩給ヲ停止サレタ者ハ——停止サレタル時ニハ、恩給法十二條ノ判任官以上ノ官ニ任ジ、政府ヨリ俸給ヲ受クル時、ソレカラ公權ヲ停止サレタル時、斯ウ云フモノガアリシ際ニハ、此恩給停止ノ解ケタ時分ニハ本法ハ適用サレルモノト考ヘマスガ

○政府委員(山田隆一君) ソレハ其係リノ者カラ答ヘサセマス

○陸軍省人事局課員(安藤紀三郎君) 唯今御尋ネニナリマシタコトハ、假ニ恩給停止ヲ受クベキ懲罰行為アリ、或ハ犯罪行為ノアリマシタ者ガ恩赦令ニ依ッテ處刑或ハ恩給停止等ニ當ル事柄ノ解除ヲ受ケマシタ場合ノ御尋ト思ヒマス、其場合ニハ將來引續

イテ恩給ヲ受ケルコトハ差支ナイ

○横山勝太郎君 詰リ、本法ノ適用ガアル……

○陸軍省人事局課員(安藤紀三郎君) 但シ停止期間ニ遡ッテヤルコトハ出來ナイ

○委員長(漆昌巖君) ソレデハ本案ハ總テ修正ハ滿場一致ヲ以テ可決ニナッタモノト見做シマス、段々御苦勞様デ御坐イマシタ

○政府委員(山田隆一君) 戰鬪ト公務トノ間ニ「戰鬪ニ准ズベキ公務」ト云フ一項ヲ御挿入下サイマスト云フ御趣旨御精神ハ十分ニ承知シテ居リマシテ、誠ニ感謝スル次

第デアリマスガ、唯、陸軍大臣ガ前回ニ此處ニ來テ説明致シマシタ如クニ、陸軍當局海軍當局ト致シマシテハ、取扱上又公平ノ維持上、個人ノ權利ヲ確保ヲサセマスル上ニ於テ、遺憾ナガラ御同意ヲ申ス譯ニ參リマセヌ、尙ホ此個人ノ權利ニ就キマシテハ、是ハ法制上ノコトデアリマスルノデ、又是ハ法制當局ノ方ノ十分意見ヲ御確メニナル必要ガアルコト、確信シテ居リマスカラ、此段ヲ一言申上ケテ置キマス

○委員長(漆昌巖君) サウス、此ト事ハ前ニ書ク譯ニナル……

(「後デ宜イ」政府ハ同意セラレヌト云フコトデ、此決議ニ對スル政府ノ意志ヲ表明シテ置カレルノデアルカラ)ト呼フ者アリ

○委員長(漆昌巖君) ソレデハ是デ散會致シマス

午後三時二十二分散會

衆議院軍人恩給法中改正法律案委員會議錄第二回中正誤

頁		誤		正	
九	上	段	行	指スモノハナイカ	指スモノデハナイカ
八	下	一	ナカラウト思ヒマス	ナカラウカト思ヒマス	